

大田市職員の人事行政の運営状況について

1. 職員の競争試験の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成21年度実績）

区分	申込者数	第1次試験 受験者数(A)	第1次試験 合格者数	最終合格者数 (B)	競争率(A)/(B)
一般事務	43人	38人	10人	2人	19.00
保健師	4人	4人	3人	1人	4.00
土木技師	3人	2人	2人	1人	2.00
建築技師	0人	0人	0人	0人	—
消防吏員	21人	15人	10人	5人	3.00
文化財技師	5人	5人	4人	1人	5.00

(注) 大田市立病院（医療職）は除く

2. 職員の採用、退職等に関する任免の状況

(1) 職員の採用の状況（平成21年度）

区分	競争試験		
	男性	女性	計
一般事務	1人	2人	3人
消防吏員	2人	0人	2人

(注) 大田市立病院（医療職）は除く

(2) 職員の退職の状況

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの退職者数

区分	男性	女性	計
定年退職	4人	1人	5人
勧奨退職	10人	6人	16人
自己都合	0人	1人	1人
その他	1人	0人	1人

(注) 大田市立病院（医療職）は除く

3. 職員の勤務条件について

(1) 職員の勤務時間、その他の勤務条件（平成22年4月1日現在）

① 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規 の勤務時間	1日の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00

②休暇の概要

種類		概 要	
年次有給休暇		1年につき20日 年次有給休暇の残日数がある場合20日を限度として翌年に繰り越す	
病 気 休 暇	公務傷病	職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は、有給休暇とする	
	結核療養	医師の診断の結果、結核の判定を受けた職員で、長期の療養を要するものと認定したときは、1年以内の期間は、有給休暇とする	
	私傷病	職員が私傷病のため、療養を必要と認められた場合においては、引き続き90日を超えない期間内においてこれを有給休暇とすることができる	
生理休暇		生理日の就業が著しく困難な職員が生理休暇を請求したときは、2日を超えない範囲内で生理休暇を与える	
産前産後休暇		産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内又は産後8週間以内の職員が休暇を請求したときは、産前産後の休暇を与える	
慶 弔 休 暇	本人の結婚	7日以内	
	妻の出産	3日以内	
慶 弔 休 暇	親 族 の 死 亡	配偶者	10日以内
		父母	血族7日以内、姻族3日以内
		子	血族5日以内、姻族1日
		祖父母	血族3日以内、姻族1日
		孫	1日以内
		兄弟姉妹	血族3日以内、姻族1日
		伯父叔母	血族1日、姻族1日
		甥姪	血族1日、姻族1日
	父母、配偶者及び子の祭日	年各1日	
	介護休暇		職員は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、二親等以内の親族でかつ職員と同居している者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、連続する6月の期間内において介護休暇を受けることができる（休暇期間中の給与は減額）
組合休暇		職員が許可を得て、登録された職員団体及び登録された職員団体の加入する上部団体の業務又は活動に従事する期間とし暦年30日以内とする（休暇期間中の給与は減額）	

③特別休暇（主なもの）

原 因	休暇を与える期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める期間

女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇に入るまでの間において、医師、歯科医師、保健師又は助産師から妊娠又は出産等に関し、健康診査又は保健指導を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回(ただし、医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、いずれの期間についてもその指示するところによる。)、出産後1年以内である場合にあっては、医師又は助産師が保健指導又は健康診査を受けることを指示したときは、その指示するところにより、それぞれ4時間を超えない範囲内で、その都度必要と認める時間
職員が産前休暇に入るまでの間において妊娠障害のため勤務することが困難である場合	2週間を超えない範囲内で必要と認める期間
職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ60分を超えない範囲内で必要と認める期間
子の看護休暇	1年5日(複数養育する場合は7日)以内
ドナー休暇(骨髄液の提供)	その都度必要と認める期間
ボランティア休暇	1年5日以内
夏季厚生休暇	1年3日

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者数(平成21年度実績)

処分の種類 処分理由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	3人	0人	3人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	3人	0人	3人

(注) 大田市立病院(医療職)は除く

②懲戒処分者数(平成21年度実績)

処分の種類 処分理由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 大田市立病院(医療職)は除く

(3) 職員のサービスの状況

①職員の年次有給休暇取得状況（平成21年1月1日～平成21年12月31日までの間）

総付与日数 A（日）	総取得日数 B（日）	対象職員 C（人）	平均取得日数 B/C（日）	消化率 B/A（%）
20,941	5,117	532	9.62	24.44

（注）大田市立病院（医療職）は除く

②育児休業の取得者（平成21年度実績）

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0人	4人
前年度から引き続いて取得している者	0人	4人

（注）大田市立病院（医療職）は除く

③介護休暇取得者（平成21年度実績）

区分	介護休暇取得者
男性職員	0人
女性職員	1人

（注）大田市立病院（医療職）は除く

4. 職員の研修等について

(1) 職員の勤務時間、その他の勤務条件（平成22年4月1日現在）

研修区分	研修回数	受講者数	備 考
階層別研修（新任課長、新任課長補佐、新任係長、中堅層、第Ⅰ課程、第Ⅱ課程、新規採用職員）	7回	92人	島根県自治研修所
中堅層・係長選択研修（危機管理、コーチング、チーム力向上、創造性開発、会議運営）	10回	31人	島根県自治研修所
行政実務・政策課題研修	6回	24人	島根県市町村総合事務組合
市町村アカデミー派遣研修	2回	2人	市町村アカデミー
国際文化アカデミー派遣研修	1回	1人	国際文化アカデミー
新入従業員研修講座	1回	4人	大田市人材確保推進協議会
民間企業短期派遣研修	3回	13人	大田市主催

（注）大田市立病院（医療職）は除く

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況について

(1) 健康診断受診者数の状況（平成21年度実績）

健康診断の種類		受験者数（延べ人数）
人間ドック		227 人
定期健康診断		266 人
新規採用時健康診断		2 人
特殊検査	石綿健診	15 人

（注）大田市立病院（医療職）は除く

(2) 公務災害の認定状況（平成21年度実績）

区分	認定件数
公務災害	3 件
通勤災害	1 件

（注）大田市立病院（医療職）は除く

(3) 勤務条件に関する措置の要求（平成21年度実績）

継続件数	要求件数
0 件	0 件

（注）大田市立病院（医療職）は除く

(4) 不利益処分に関する不服申し立て（平成21年度実績）

継続件数	不服申し立て件数
0 件	0 件

（注）大田市立病院（医療職）は除く

(5) 職員共済会事業について（平成21年度実績）

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健及び福利厚生を増進を目的として、大田市職員共済会を設置しています。

掛金・負担率	職員の給料月額額の2/1,000（職員1：市1）	
負担金	金額	備考
市負担金	千円 3,554	会員は、市長を除く全ての市職員
主な活動		
各種健診・人間ドックの助成、各種サークル助成、研修補助等		